

大雪地区広域連合指定地域密着型サービス事業所及び指定地域
密着型介護予防サービス事業所の指定に関する規則

平成 18 年 4 月 1 日
規則第 4 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日 規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請は、第 1 号様式による指定申請書により行うものとする。

2 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 法第 78 条の 5 及び第 115 条の 15 の規定による届出は、施行規則第 131 条の 13 第 1 項に掲げる事項の変更に係るものにあっては第 2 号様式による変更届出書により、事業の廃止、休止、または再開に係るものにあっては第 3 号様式による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(指定の辞退)

第4条 法第 78 条の 8 の規定による指定の辞退は、第 4 号様式による指定辞退届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請)

第5条 法第 78 の 12 、第 115 条の 21 及び第 115 条の 31 の規定により準用する法第 70 条の 2 の規定による申請は、第 5 号様式による指定更新申請書により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第6条 連合長は、第 2 条から前条までの規定による指定または届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、北海道国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日

(5) 運営規定

(6) 介護保険事業所番号

(公示)

第7条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、法第78条の1各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 介護保険事業所番号

(2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地

(3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(5) サービスの種類

(委任)

第8条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(指定を行うために必要な準備)

第2条 連合長は、この規則の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。